

議案第33号

備前市税条例等の一部を改正する条例の制定について

備前市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月19日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市税条例等の一部を改正する条例

(備前市税条例の一部改正)

第1条 備前市税条例(平成17年備前市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(備前市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

第2条 備前市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例(平成28年備前市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(備前市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第3条 備前市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年備前市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改

める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第33号参考資料
備前市税条例新旧対照表(第1条関係)

改 正 案	現 行
(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特	(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若	定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若
--	--

しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) (略) 3 (略) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 3 (略)	しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) (略) 3 (略) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 3 (略)
---	---

備前市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改 正 案	現 行
(申請書の提出) 第4条 前条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、新たな	(申請書の提出) 第4条 前条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、新たな

に固定資産税を課することとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産について、次に掲げる事項を記載した申請書を1月31日までに市長に提出しなければならない。	に固定資産税を課することとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産について、次に掲げる事項を記載した申請書を1月31日までに市長に提出しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)	(3) 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)
(4)～(8) (略)	(4)～(8) (略)
2 (略)	2 (略)

備前市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表(第3条関係)

改 正 案	現 行
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2～9 (略)	2～9 (略)
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。	10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
11～13 (略)	11～13 (略)
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)

第12条 (略)	
2～4 (略)	
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用につ いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げ る字句とする。	
第12条第1項	法令に基づく場合を除利用目的以外の目的 き、利用目的以外の目的
第12条第2項	自ら利用し、又は提供し てはならない
	自ら利用し、又は提供す る
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、 又は本人に提供すると き
	人の生命、身体又は財産の保護 のために必要がある場合であ って、本人の同意があり、又は 本人の同意を得ることが困難 であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第 2項の規定に違反して利 用されているとき
	第12条第5項の規定により読み 替えて適用する同条第1項及び 第2項（第1号に係る部分に限 る。）の規定に違反して利用さ れているとき、番号利用法第20

第12条 (略)	
2～4 (略)	
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条 の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用につ いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げ る字句とする。	
第12条第1項	法令に基づく場合を除利用目的以外の目的 き、利用目的以外の目的
第12条第2項	自ら利用し、又は提供し てはならない
	自ら利用し、又は提供す る
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、 又は本人に提供すると き
	人の生命、身体又は財産の保護 のために必要がある場合であ って、本人の同意があり、又は 本人の同意を得ることが困難 であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第 2項の規定に違反して利 用されているとき
	第12条第5項の規定により読み 替えて適用する同条第1項及び 第2項（第1号に係る部分に限 る。）の規定に違反して利用さ れているとき、番号利用法第20

	条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき	条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2第12条第1項及び第2項 号	番号利用法第19条	番号利用法第19条
(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬若しくは福利厚生に関する事項その他これらに準じる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル	(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準じる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル	(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準じる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報 報ファイル	ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報 報ファイル
エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの	エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの	オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル	カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準じるものとして議長が定める個人情報ファイル	キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準じるものとして議長が定める個人情報ファイル
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
3 (略)	3 (略)
(開示請求権)	(開示請求権)
第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができ</u>る。	第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができ</u>る。
2 (略)	2 (略)
(利用停止請求権)	(利用停止請求権)
第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の各号のいずれか	第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の各号のいずれか

に該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に 対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保 有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において 「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定 められているときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下こ の章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができ る。	に該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に 対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保 有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において 「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定 められているときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下こ の章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができ る。
3 (略) (利用停止請求の手続) 第39条 (略) 2 (略)	3 (略) (利用停止請求の手続) 第39条 (略) 2 (略)
3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用 停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。） に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録され ているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていない もので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためそのなか ら特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前	3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用 停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に 対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録され ているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていない もので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためそのなか ら特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4

<u>章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に関する情報の提供<u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。</u>	<u>章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供<u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。</u>
--	--